

## 令和 8 年度 町勢要覧作成委託業務 仕様書

まんのう町が事業者に委託する町勢要覧作成業務の仕様は、次のとおりとする。

### 1. 業務名

令和 8 年度 町勢要覧作成業務

### 2. 目的

本業務は、まんのう町が有する自然、歴史、文化等やこれまでの歩み及び現況をビジュアル的にわかりやすく紹介し、町内外に本町の魅力を広く発信することを目的に「まんのう町合併 20 周年記念 町勢要覧」を作成する。

### 3. コンセプト

町勢要覧は、視察や近隣自治体、移住定住や観光 PR および町主催イベントなどに活用する予定。そのため、四季折々の写真を中心とした魅力的なデザインと簡潔な文章とし、ビジュアル的にわかりやすく、一見して本町の魅力が伝わるものとする。

まんのう町は、都会と田舎のどちらでもない、両方のいい所どりができているまちであり、讃岐山脈を仰ぎ一級河川土器川が町内を流れる自然豊かな土地である。また、国道 32 号など主要な道路が通っており交通の便もよく、通勤や子育てしやすい町である。『元気まんまんまんのう町』のスローガンのもと、まんのう町がまんのう町に住んでいるみんなが元気いっぱい未来につないでいきたいと考えている。

町勢要覧作成にあたっては、当町の既存の刊行物のコンセプトに捉われず、町勢要覧を見た人が本町の魅力に気付き、愛着を持ち、訪れてみたくなる、住んでみたくなる・住み続けたくなる行動に繋がるものとなるようにする。

### 4. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 5. 業務内容等

- (1) 町勢要覧作成に関する企画、立案、取材、文章作成、レイアウト、写真撮影、編集、校正、印刷、製本、納入まで。ただし、業務に必要な既存データ・資料等については、町が提供する。
- (2) 作成に必要な写真撮影（航空写真を含む）、デザイン、イラスト等の作成。
- (3) 作成した要覧については、印刷物とは別にホームページ掲載用データの制作および PDF 形式等でのデータを記録した媒体の納入を含む。
- (4) 掲載したすべての写真、イラスト、デザイン等に係るデータもデジタルデータにより納入する。
- (5) その他、町勢要覧作成にあたり必要となるすべての事項。必要な業務が生じた場合は、町と協議の上適切に実施すること。

## 6. 成果品

### (1) 納品物

#### [町勢要覧]

3,000 部

#### [電子データ記録媒体]

DVD-R

- ・ 印刷入稿データ、要覧 PDF 等の電子データ（文字の流用が可能な形式で、増版時に使用できる原稿データ）を収納
- ・ 掲載したすべての写真、イラスト、デザイン等に係るデータを収納

### (2) 納期

令和 9 年 3 月 31 日まで

### (3) 納品先

まんのう町役場 企画政策課

## 7. 成果品の規格

#### [町勢要覧]

ア 冊子様式	中綴じ冊子（表紙 4 ページ+本文 32 ページ）
イ 総ページ数	36 ページ
ウ 印刷	表紙 4 色フルカラー両面印刷／本文 4 色フルカラー両面印刷 （環境にやさしいインク等を使用し、使用するエコマーク等については町担当者と協議の上決定し、表示すること。例：植物油インキ使用マーク、グリーン印刷認定マーク等）
エ 用紙	表紙用紙：マット 160 kg 本文用紙：マット 110 kg
オ 荷姿	適量包装+ケース入れ
カ 校正	文字校正 3 回以上、色校正 2 回以上を基本とし、町が校了と判断するまでとする

## 8. 制作方法

企画、立案、取材、文章作成、レイアウト、写真撮影、編集などは町と協議の上、受託者が行う。

## 9. 成果品の権利関係

本業務の実施に伴う成果品の所有権及び著作権は、すべてまんのう町に帰属するものとする。また、成果品に係る著作権は、納品時、まんのう町に無償で譲渡されるものとする。この場合において、受託者は、当該成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

また、受託者は、本業務において第三者（カメラマン・イラストレーター等）が制作した著作物を使用する場合、当該第三者から著作権者人格権の不行使について書面による同意を取得すること。

## 10. 掲載内容に関する必須事項

町勢要覧の作成にあたっては、本町を象徴する以下の3点を必ず掲載すること。掲載方法・ページ構成等については、受託者の提案をもとに町と協議の上決定する。

- ・ コウノトリ  
本町における自然環境の豊かさや生態系保全の取り組みを象徴するものとして掲載すること。
- ・ ひまわり  
本町の夏の風物詩として、四季折々の魅力を伝えるビジュアルとして掲載すること。
- ・ 満濃池  
日本最大級の農業用ため池として、本町の歴史・文化・自然を象徴するものとして掲載すること。

## 11. 留意事項

- (1) 企画提案書、デザイン案等の当該プレゼンテーションにかかるすべての費用については参加業者の負担とする。また、提案された企画書等は返却しない。
- (2) 採用となった企画案に関しても、その後の協議により内容を変更する場合がある。
- (3) 受託者は、業務着手に先立ち、町担当者とは協議し、調整のうえ、業務工程表を提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況について月1回以上、町担当者に対して報告を行うこと。また、業務の進行上重要な事項が生じた場合は、速やかに町担当者に報告し、協議すること。
- (5) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。また、委託業務終了後も守秘義務は適用される。
- (6) 写真撮影にあたっては、被写体となる者から事前に掲載の同意を得ること。また、個人情報取り扱いについては、まんのう町個人情報保護条例に従い適切に管理すること。
- (7) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (8) 作成に関して、許認可の必要が生じたときは原則として受託者が処理するものとする。  
(作成時に必要な撮影などに係る許可申請についても受託者が行う)

- (9) 画像データの形式及び納品形態等については町担当者と協議し、決定すること。
- (10) 納品後 6 か月以内に成果品の印刷ミス・データ不備等の瑕疵が発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正・再納品等の対応を行うこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。